



し、当社がこれを承諾した場合、当社は、使用する媒体、サイズ、使用期間、使用地域に応じた利用料を設定し、定められた利用条件の範囲内でのみ利用を許諾（再利用許諾以降の許諾を含む）するものとします。

3. 当社は、預託著作物に関して、独自の裁量をもって、取り扱いの有無を決定することができるものとします。

#### 第4条（著作物の預託）

1. クリエイターは、当社所定の方法により、預託著作物をデジタルデータ（以下「本データ」という）にて当社に提供することにより預託します。

2. クリエイターは、前項の預託の際に、当社所定の方法により、当該預託著作物を、①ロイヤリティフリーコンテンツ又はライセンスマネージドコンテンツのいずれとして預託することを希望するか、②独占預託著作物とするか否か、を選択するものとします。

#### 第5条（預託著作物の特定）

クリエイターが前条の規定に基づき本データを預託したとき、本データは預託著作物として特定されるものとし、クリエイターは、当該預託著作物を本規約に基づき当社に対して預託するものとします。

#### 第6条（クリエイターの保証）

クリエイターは当社に対し、以下のことを保証します。

(1) 預託著作物は、全てクリエイターがその著作権を有すること、または、クリエイターが正当な著作権者から本契約を締結する一切の法的権限を与えられた者であること。

(2) 第7条および第8条の規定にかかわらず、預託著作物を利用した著作物が第三者の著作権、著作者人格権、所有権、肖像権、氏名権、プライバシー権およびその他一切の権利を侵害せず、第三者から何らの拘束または異議の申し立てを受けるものでないこと。但し、預託著作物がライセンスマネージドコンテンツであり、クリエイターが当社に対し報道・出版向け（エディトリアル）の許諾に限定する旨明示した預託著作物については、本号は適用されない。

(3) 当社に送付する本データがウィルスに感染していないこと。

(4) クリエイターは、本コンテンツに関するクレジット表記を当社、利用者その他第三者に義務付けないこと。

#### 第7条（モデルリリース（肖像権使用同意書）の取得義務）

預託著作物に特定できる人物が写り込んでいる場合、クリエイターは、原則、被写体として特定できる人物本人（以下「本件人物」といいます）から当社指定のモデルリリース（肖像権使用同意書）を取得するものとします。なお、クリエイターは、当社が要求したときには、当社に対し、速やかにモデルリリース（肖像権使用同意書）の写しを提出するものとします。また、クリエイターは、個人情報保護法等関連法令に従い、取得したモデルリリース（肖像権使用同意書）に記載された個人情報を厳重に保管・管理等するものとします。

#### 第8条（プロパティリリース（管理所有物の写真撮影・販売・使用同意書）の取得）

一般の建物や公共施設の中で撮影する場合には、その場所の管理者から事前に撮影の許可と、本サイトで本コンテンツを販売することの同意（以下、撮影の許可と総称して「本件同意」といいます）を得る必要があります。建物や公共施設以外の場合でも、デザインに特徴のある家具や工芸品、ロゴマーク等が入った商品を撮影の小道具として使用する場合や、第三者が飼っているペットを撮影する場合は本件同意を得ることをお勧めします。なお、プロパティリリース「あり」と申告したクリエイターは、当社が要求したときには、当社に対し、速やかに本件同意の証である同意書を提出するものとします。

## 第9条（提供した預託著作物における申告等）

クリエイターは、預託著作物に関して、本クリエイター規約第6条（クリエイターの保証）に定めるほか、以下の項目を正しく申告し、保証するものとします。万一、この保証内容に誤りや虚偽があり、当社または第三者に何らかの不利益や損害を与えた場合には、すべてクリエイターの責任と費用において対応し、当社および第三者には一切の迷惑と損害を与えないものとします。また、万一、当社または第三者が損害を被った場合には、クリエイターはその損害を賠償するものとします。

- (1) モデルリリースの情報
- (2) プロパティリリース取得の有無
- (3) 素材情報（撮影年月日、撮影場所、タグ等）

## 第10条（不適切画像の削除）

当社は、本コンテンツのうち当社が不適切と判断した画像を、当社の裁量によりクリエイターへの事前連絡をすることなく、いつでも本サイトでの取扱停止または本サイトから削除できるものとします。取扱停止または本サイトからの削除対象となりうる例として以下の項目が挙げられます。

別途「登録・販売を禁止している素材について」もご確認ください。

1. 当社または第三者に対する権利侵害が認められると当社が判断した画像
2. 個人を特定できる人物が写っている画像で、当社指定のモデルリリースが取得されていない画像
3. 許可なしで撮影が禁止されている場所や建物等の撮影画像
4. 特定のキャラクター、ロゴマーク、商標等が写りこんでいる画像
5. 利用者が使用するにあたり、別途許諾申請が必要と当社が判断した画像
6. わいせつ・卑猥な表現（ポルノおよび児童ポルノを含む）や犯罪を助長する内容を含むと当社が判断した画像
7. 死体、汚物その他第三者に不快感を与える、または与えるおそれがあると当社が判断した画像
8. 当社の提供するサービスの信用を失墜、毀損させると当社が判断した画像
9. 本サイト内で重複していると当社が判断した画像
10. 特定の人種・宗教・政治を差別する、または差別していると当社が判断した画像
11. 被写体が興行（スポーツや各種イベントなど）の画像
12. その他、表現やテーマを問わず当社が不適切と判断した画像

## 第11条（クリエイターへのコミッション）

1. 本サイトでの販売において、本コンテンツの利用者による使用から発生した当社の売上金（現実に利用者から当社に対して支払われた対価をいう）は、当社が本サイト上で別途定める内容に従いクリエイターに分配されます（クリエイターに分配される金銭のことを以下「コミッション」といいます）。
2. コミッションは、利用者から本コンテンツの利用料金が当社に入金され、且つ、当社の売上が確定した月の末日締め翌々月20日に、クリエイターが指定する銀行口座に振り込まれます。その際、小数点以下の金額がコミッション計算時に発生する場合は切り捨てとなります。
3. 当社とクリエイター間において別段の定めがない限り、振り込み金額が5,000円に満たない場合は支払いが保留され、振り込み金額が5,000円以上となった月の末日締め翌々月20日に支払われるものとします。なお、支払日が銀行休業日の場合は、銀行の翌営業日を支払日とします。また、振込先の銀行口座は、日本国内に開設された口座に限るものとします。本項に基づ

き、当社がクリエイターに対する振込金額の支払いを留保した場合、当社が当該振込金額に利子をつけないことをクリエイターはあらかじめ承諾するものとします。

4. 毎年10月末日時点での未払いコミッションについては、1,000円以上となった年の12月20日に、クリエイターが指定する銀行口座に送金手数料を控除の上、振り込まれます。

5. クリエイターが本サイトを退会した場合でコミッションが1,000円を上回る場合、10月末までに退会した場合は退会した年の12月20日に、11月または12月に退会した場合は翌年の12月20日にクリエイターが指定する銀行口座に送金手数料を控除の上コミッションが振り込まれます。クリエイターによる本サイトの退会時に1,000円に達しないコミッションは当社が取得するものとします。

6. 当社の裁量および判断により、本サイトを終了する際は、当該終了日をもってクリエイターは自動的に本サイトを退会するものとし、本サイト終了日において1,000円に達しないコミッションは、前項の定めに従い、当社が取得するものとします。

7. クリエイターが個人の場合、クリエイターに対する支払額より源泉徴収分を控除した残額がクリエイターに支払われるものとします。

8. 支払いに対して課される租税公課、送金手数料、その他支払いから派生するすべての費用はクリエイターの負担とします。

## 第12条（変更事項の届出）

1. クリエイターは、住所、Eメールアドレスなど、クリエイター登録の際に当社に届出ている内容に変更が生じた場合、速やかに当社に届出るものとします。

2. 変更事項の届出を怠ることで、クリエイターに不利益が生じることがあっても、当社は一切責任を負いません。

3. 一旦本サイトにて利用者への許諾を開始した本コンテンツにつき、取扱停止または本サイトからの削除をクリエイターが希望する場合は、当社への申請手続きが必要です。ただし、すでに利用者により購入された本コンテンツについては、当該利用者に対して本コンテンツの使用の中止や差し止めを請求することはできません。

## 第13条（宣伝・販売促進）

1. 当社は、本サイトおよび本サイトにおけるサービスの宣伝・販売促進・告知を目的に、預託著作物を様々な媒体で自由に、且つ、無償で利用できるものとします。

2. 当該宣伝・販売促進・告知目的のため、当社は、必要に応じて、無償で預託著作物の翻案・変形等を自由に行うことができ、クリエイターはあらかじめこれを承諾するものとします。

## 第14条（保管・紛失等）

預託著作物の保管、紛失等については、次の各項の定めるところによるものとします。

1. 当社は、預託著作物を善良なる管理者の注意義務をもって保管および管理し、利用し、事故が発生することのないよう最善の努力を払うものとします。

2. クリエイターは、当社に対し、利用者による本データの流出またはその他の事故に関する損害賠償請求等の交渉を一任するものとします。この場合、当社は、利用許諾先より受領する損害賠償金の額について、その裁量で決めることができるものとします。

3. 第三者より損害賠償金が支払われる場合は、同賠償金から交渉に要した弁護士費用等の諸費用を差し引いた後、残金を当社が本サイト上で別途定める内容に従い、クリエイターと当社で配分するものとします。ただし、当社はクリエイターに対し、第三者との交渉に関し、本項に定める以外に責任を負わないものとします。

4. 利用者の倒産、その他不測の事故により、請求した預託著作物の利用料金等の回収が不能になった場合、当社は、クリエイターに対し、その責任を負わないものとします。

5. 当社がクリエイターより預託された本データは、クリエイターがオリジナルデータを持つコピーデータとみなすものとします。万一当社が預かった本データを紛失・滅失・毀損しても、当社はクリエイターに対して、損害賠償責任を負わないものとします。

#### 第 15 条（異議申し立て等を受けた場合の処理）

1. 預託著作物に関する主張、異議申し立て、請求等があった場合、当社は預託著作物の取り扱いを直ちに停止するために必要な措置を採ることができるものとします。この場合、クリエイターは、この措置に伴う一切の費用を負担し、且つ、当社に発生した一切の損害を賠償するものとします。
2. 前項にかかわらず、独占預託著作物に関しては、当社がクリエイターに代わって紛争を解決できるものとし、その場合、クリエイターは当社に対し、当社が解決に要した一切の費用（訴訟費用、弁護士費用および解決金等を含む）を直ちに支払うものとします。

#### 第 16 条（預託著作物および預託著作物のデジタルデータの利用の中止）

預託著作物および本データが、クリエイターまたは第三者の都合により利用できなくなった場合は、クリエイターはこれを速やかに当社に連絡するものとします。これにより当社に損害が発生した場合は、当社はクリエイターに対し、その損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第 17 条（退会等）

1. クリエイターが退会を希望する場合は、クリエイター本人が当社に連絡のうえ、退会の手続きを行うものとします。なお、退会手続の完了後に退会となります。
2. 当社は、クリエイターに対して 1 ヶ月前に告知することにより、クリエイターを退会させることができるものとします。

#### 第 18 条（クリエイター登録の取消し）

1. クリエイターが、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社はクリエイターに対し、事前に通知、催告を行うことなくクリエイター登録を取消すことができるものとします。この場合、当社は登録取消しに関して、その理由を開示する義務を負わないものとします。また、当社は、未精算のコミッションから振込手数料等の諸経費を差し引いた額をクリエイターに精算するものとし、当該諸経費の額が未精算のコミッションの額を上回る場合に当社は未精算のコミッションを精算する義務を負わないものとします。

- (1) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (2) 本クリエイター規約に違反した場合
- (3) 本サイトの運営を意図的に妨害していると当社が判断した場合
- (4) その他当社との信頼関係が失われるような行為があったと当社が判断した場合
- (5) 反社会的勢力またはこれに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」といいます）であること、または違法献金、脅迫的行為、信用毀損行為、業務妨害行為、詐欺行為、組織的犯罪行為、法的責任を超えた不当な要求行為に関与したことが判明した場合
- (6) 自らまたはその役職員と反社会的勢力等との間に、直接または間接を問わず何らの資金上その他の関係があること、もしくは、自らおよびその役職員が反社会的勢力等に対して名目の如何を問わず資金提供またはそれに準ずる行為があることが判明した場合
- (7) 反社会的勢力等に属する者またはそれらと密接な関係を持つ者を取締役に選任しまたは従業員として雇用し、また、反社会勢力等が経営に関与した場合
- (8) 当社が適切と判断した場合
- (9) クリエイターが行方不明または所在不明となってから 3 年が経過した場合
- (10) クリエイターが死亡した場合（クリエイターが個人である場合に限り）

2. 前項の定めに基づき、当社がクリエイター登録を取り消した場合、当該クリエイターは本サイトにて新規でクリエイター登録をすることができないことにあらかじめ同意するものとします。

#### 第19条（サービスの中断・中止）

当社は、以下の事由が生じた場合、クリエイターに事前の告知をすることなく本サイトの運営の全部または一部を中断もしくは中止することができるものとします。これにより、クリエイターに損害が生じた場合においても、当社は一切責任を負いません。

- (1) 設備等の保守・メンテナンスおよび故障
- (2) 地震・津波等の天災、戦争、動乱、暴動、火災、停電、その他不慮の事件・事故
- (3) その他当社の判断によりサービスの運営が困難と判断した場合

#### 第20条（免責事項）

1. 当社は、クリエイターが公開した情報および預託著作物に起因して生じた第三者とのトラブルや損害に関して、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。
2. 当社は、利用者とクリエイターとの間で生じたトラブルに関して、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。
3. 当社は、本サイトにおけるサービスの提供のためのコンピューターシステムの障害を原因とする電子メールの遅配、未配、当社サイト上の誤表示等による損害につき、一切責任を負いません。
4. 当社は、本サイト、サーバー、各種コンテンツおよび本サイトから送信されたEメール等からのウィルス感染に関して一切責任を負いません。
5. 当社は、第三者によるハッキングその他の方法により当社が有する本データ等（本データに限定されません）が盗難、流出等した場合に発生した損害につき、一切責任を負いません。
6. 当社は、クリエイターが本サイトを利用するにあたり、利用する通信機器またはソフトウェアとの互換性を確保するために、当社の管理する設備、システムまたはソフトウェアを改造、変更、または追加したり、本サイトの提供方法を変更する義務を一切負いません。
7. 当社は、本サイトの内容の変更、中断、中止もしくは廃止、その他本サイトの提供に伴い発生した損害につき、一切責任を負いません。
8. 当社は、メンバーが本サイトを利用するにあたり、利用者の端末機器、通信機器、記録媒体およびソフトウェアに対する影響の有無ならびにデータの破損について一切責任を負いません。

#### 第21条（機密保持）

クリエイターは、本クリエイター規約に基づき、当社から提供を受け、または知りえた技術上、営業上、またはその他の情報（以下「機密情報」という）を、事前に当社の書面による許可なく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各項に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 開示された時点で既に公知となっていた情報
- (2) 開示された時点で既に所有していた情報
- (3) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 開示を受けた後に自己の責によらずに公知となった情報
- (5) 法令に基づき開示が要求された情報（ただし、事前に当社に通知の上、異議申し立ての機会を与えるものとします）

#### 第22条（個人情報の取扱い）

当社は、取得したクリエイターの登録情報およびクリエイターのアクセス情報を個人情報の保護に関する法律に従い、適切に管理いたします。なお、当社の情報セキュリティ基本方針は別途定めるとおりです。

## アマナイメージズ情報セキュリティ基本方針

### 第 23 条（規約の改定）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本クリエイター規約を変更することができます。

(1) 本クリエイター規約の変更が、クリエイターの一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項第 2 号による本クリエイター規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日以前に、本クリエイター規約を変更する旨および変更後の本クリエイター規約の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトに掲示し、またはクリエイターがクリエイター登録時に記載した電子メールアドレス宛に通知します。

### 第 24 条（存続条項）

1. その理由の如何を問わず、クリエイターが退会した場合その他本規約に基づく当社とクリエイターとの契約が終了した場合であったとしても、①当社が預託著作物を第三者に利用許諾し、当該第三者の利用期間が終了していない間、及び／又は、②当社が第 13 条に基づき預託著作物を利用している間は、当該預託著作物に関して本規約の各条項はなお有効に存続するものとする。

2. 前項に規定するほか、その理由の如何を問わず、クリエイターが退会した場合その他本規約に基づく当社とクリエイターとの契約が終了した場合であったとしても、第 6 条（クリエイターの保証）、第 7 条（モデルリリース（肖像権使用同意書）の取得義務）、第 8 条（プロパティリリース（管理所有物の写真撮影・販売・使用同意書）の取得）、第 9 条（提供した預託著作物における申告等）、第 14 条（保管・紛失等）第 2 項ないし第 5 項、第 15 条（異議申し立て等を受けた場合の処理）、第 16 条（預託著作物および預託著作物のデジタルデータの利用の中止）、第 20 条（免責事項）、第 21 条（機密保持）、第 25 条（その他）の各規定はなお有効に存続するものとします。

### 第 25 条（その他）

1. クリエイターは、本規約に基づいて取得した権利または本規約上の地位の全部または一部を当社の書面による事前の承諾なしに、第三者に対し、譲渡または担保提供することはできません。

2. 本クリエイター規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

3. 本クリエイター規約の条項の一部が、法令上無効であるとされた場合であっても、かかる無効とされた条項以外の本クリエイター規約の各規定は、引き続き有効なものとして当社およびクリエイターに適用されるものとします。

4. 本クリエイター規約に関して、クリエイターと当社の間において問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議するものとします。協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 26 条（契約の切替措置）

1. クリエイターが当社との間で締結済みの契約（以下「既存契約」といいます。）に基づき著作物を預託していた場合（以下この預託した著作物を「既存預託著作物」といいます。）、ク

リエイターが本クリエイター規約に基づきクリエイター登録をした時点（以下「基準時点」といいます。）で、当該時点以降、既存預託著作物を預託著作物とみなし、本クリエイター規約を適用するものとします。なお、預託著作物とみなされた既存預託著作物について、ロイヤリティフリーコンテンツ又はライセンスドコンテンツのいずれかとするか、独占預託著作物とするか否かについても、既存契約において定められた種別に従うものとします。

2. 当社とクリエイターとは、前項の規定は既存契約に基づき既に発生した債権債務を消滅させるものではないことを確認するものとします。また、基準時点以前に①当社が既存預託著作物を第三者に利用許諾した場合、及び／又は、②当社が既存契約に基づき既存預託著作物を利用した場合は、基準時点以降については本クリエイター規約を適用するものとします。

3. 前2項の規定に拘わらず、預託著作物（既存預託著作物を含む。以下本項において同じ。）のうち①ライセンスドコンテンツのうち静止画の著作物、及び、②動画の著作物について、既存契約に規定する許諾料、売上金分配、その他その名目の如何を問わず利用許諾の対価が、本クリエイター規約の定めるコミッションと異なる定めをしている場合、前記①及び②の預託著作物に関して、既存契約に基づく対価の規定を適用するものとします。

4. クリエイターが既存契約に基づいて既存預託著作物をポジフィルム又はプリント（以下「ポジフィルム等」という）で提供した場合であって、既存契約にこのような場合の特約が定められている場合、当該特約は、なお有効に存続するものとします。

以上